議案第１２２号

霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表中「280円」を「420円」に改め、同表備考第２号を削り、同表備考第３号を第２号とし、同表備考第４号中「(上記２に掲げる場合にあっては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。)」を削り、同号を同表備考第３号とし、同表備考第５号中「４の」を「３の」に、「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号を同表備考第４号とし、同表備考に次の１号を加える。

５　児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。